

くらしに関わる税金① 孫への学資贈与

今年4月から既に始まっている「くらしに関わる税金」の新しい制度があります。

「孫への学資贈与の非課税制度」です。この制度は、孫1人あたり祖父母から計1500万円まで非課税で教育資金を贈与できるといふものです。

もともと孫への教育資金は、その都度必要な時に贈与する場合は課税されていませんでした。しかし、祖父母が亡くなると教育資金贈与の機会はなくなり、相続資産として、相続税の対象となりました。これを一定の条件で1,500万円までは祖父母の生死にかかわらず、非課税で贈与し続けられる、というものです。



贈与税は、個人から財産をもらったときにかかる税金です。従来の課税方法は、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができます。

① **暦年課税**では、1年間にもらった財産の合計額が110万円以下なら贈与税はかかりません。

$$\text{贈与税の計算} = (\text{贈与財産の合計価格} - 110 \text{万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

② **相続時精算課税**とは、制度を選択した贈与者ごとにその年の1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円の特別控除額を控除した残額に対して贈与税がかかります。

贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・**相続税**を通じた納税を行うものです。

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円
600万円以下	30%	65万円
1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円



高齢者の預貯金を経済の活性化に活用しようという政策の一つですが、贈与税の税率を見ても、今回の「孫への学資贈与の非課税制度」は、資産家にとっては、大いなる節税となりますね。うらやましい限りです。

LPAは組合員の「くらしの安心・安全」を守るお手伝いをしています。